

第4編 危機管理センター基本計画策定委員会概要

1. 危機管理センター基本計画策定委員会検討結果報告書

滋賀県危機管理センター基本計画

検討結果報告書

平成23年12月28日

滋賀県危機管理センター基本計画検討委員会

滋賀県危機管理センター基本計画検討結果報告書

本年3月11日に発生した東日本大震災では地震だけでなく、津波や原子力発電所事故など複合的な大規模災害となり、対応が複雑困難なものになった。

また、東海・東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震、全国各地で地球温暖化の影響と見られる集中豪雨の激化等による風水害・土砂災害の多発、さらには、テロや新型インフルエンザ等の危機事案の発生が懸念されている。

滋賀県では、こうしたことを踏まえ、多種多様な危機事案に迅速・的確に対応するとともに自助・共助による地域の防災力の向上を図るために危機管理機能の拠点となる滋賀県危機管理センターの整備に関する基本計画を策定することとし、計画策定にあたっては、滋賀県危機管理センター基本計画検討委員会を設置して検討することとした。

当委員会としては、5月17日に第1回検討委員会を開催し、計4回の開催を通じて様々な観点から検討を行い、別添のとおりとりまとめた滋賀県危機管理センター基本計画案をもって、検討結果の報告を行うものである。

検討委員会では阪神淡路大震災や東日本大震災などの教訓を踏まえ、専門的な観点から検討をおこなったが、設計はこれからであり、現段階では具体的な検討ができない部分もある。滋賀県は東海・東南海・南海地震など近隣で広域災害が発生したときなどには、後方支援拠点としての機能が求められることや東日本大震災以降に整備される全国で最初の危機管理センターであることを認識し、今後、事業を具体化する中で、計画案や別記の要請事項を尊重して進められることを要請する。

最後に、危機管理センターが早期に整備され、滋賀県の危機管理のシンボルとなって、県民の命と暮らしを守る拠点として機能することを心から願うものである。

平成23年12月28日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県危機管理センター基本計画検討委員会

委員長 木暮 春男

(別記)

要請事項

当委員会で検討を行ったが、基本計画の段階では明らかにならない点があるため、今後、設計等の具体化を進めていく際は、これまでの委員会審議の中で出された意見を踏まえ、特に以下の点について留意するよう要請します。

(1) 危機管理機能上必要な諸室等スペースの確保

計画案では多種多様な危機事案に対応でき、また災害等の規模に応じて災害対策室等の諸室についてはそれぞれ拡縮可能なフレキシビリティを有することを基本としているが、大規模災害時にこそ十分に機能できることが重要であり、東日本大震災等の教訓を踏まえて必要とした諸室等スペースの確保に努められたい。

(2) 駐車スペース等の確保

大規模災害時の駐車スペースについては、立地場所の決定を踏まえ、基本設計・実施設計段階において、周辺駐車場の運用方法も含めた特殊車両（自衛隊指揮通信車等）の進入、駐車スペースの確保について検討すること。

(3) 連絡通路等動線の確保

危機事案が発生し、災害対策本部が設置されると知事や県幹部職員等は、ただちに危機管理センターに集まることになることから、県庁執務室から外を通らず直接急行できる動線を確保することが望ましく、基本設計・実施設計段階において、連絡通路について検討すること。

(4) 情報システムにおけるクラウドの活用

従来の防災情報システムは、市町等の限られた情報端末による入力であるため、情報収集能力等に課題があったことから、今後は積極的にクラウドを活用し、広く情報収集を行い、情報共有、情報分析等の能力向上を図ること。

(5) 生活防災の推進体制の充実

生活防災の拠点づくりは滋賀県の特色であり、研修・交流機能の大きな柱であることから、生活防災が確実に浸透するよう充実した推進体制の構築を図ること。

第4編 危機管理センター基本計画策定委員会概要

1. 危機管理センター基本計画策定委員会検討結果報告書

滋賀県危機管理センター基本計画検討委員会開催経過

| | 開催日 | 議事概要 | 備考 |
|-----|-----------------|--|-------------------------|
| 第1回 | 平成23年 5月17日 | <ul style="list-style-type: none">・滋賀県危機管理センター基本計画策定の進め方について・滋賀県危機管理センター基本計画策定に当たっての基本的な考え方について | |
| 第2回 | 平成23年 6月21日 | <p>【研修・交流機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・滋賀県危機管理センター基本計画（検討素案）について・その他 <p>【危機管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・滋賀県危機管理センター基本計画（検討素案）について・「災害対策本部等機能」について・「防災情報システム機能・防災行政無線」について・その他 | 研修・交流機能、危機管理機能の2部に分けて実施 |
| 第3回 | 平成23年 8月1日 | <p>【研修・交流機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・滋賀県危機管理センター基本計画（素案）について・その他 <p>【危機管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・滋賀県危機管理センター基本計画（素案）について・「災害対策本部等機能」について・「防災情報機能・防災行政無線」について・その他 | 研修・交流機能、危機管理機能の2部に分けて実施 |
| 第4回 | 平成23年 10月11日 | <ul style="list-style-type: none">・滋賀県危機管理センター基本計画（案）について・その他 | |

第4編 危機管理センター基本計画策定委員会概要

1. 危機管理センター基本計画策定委員会検討結果報告書

滋賀県危機管理センター検討委員会委員名簿

委 員 長：林 春男（京都大学防災研究所 大災害研究センター 教授）
研修交流機能 座長：立木 茂雄（同志社大学 社会学部 教授）

| | 所属・職名等 | 氏名 | 会議実績有無 | 研修交流実績 |
|---------------------------|-------------------------------------|--------|--------|--------|
| 学識 経験者 | 1 京都大学防災研究所 巨大災害研究センター 教授 | 林 春男 | ○ | ○ |
| | 2 同志社大学社会学部 教授 | 立木 茂雄 | | ○ |
| | 3 京都大学防災研究所 巨大災害研究センター 准教授 | 牧 紀男 | ○ | |
| 報道 機関 | 4 日本放送協会大津放送局 放送部長 | 中山 章 | | ○ |
| 防災 減災 団体 | 5 さくらネット 代表理事 | 石井 布紀子 | | ○ |
| | 6 たかしま災害支援 ボランティアネットワークなます 代表 | 太田 直子 | | ○ |
| | 7 滋賀県社会福祉協議会 課長 | 谷口 郁美 | | ○ |
| | 8 防災デザイン研究会 会員 | 東田 光裕 | ○ | |
| | 9 みえ防災市民会議 議長 | 山本 康史 | | ○ |
| 行政 機関 | 10 兵庫県国際交流協会 理事長 | 齋藤 富雄 | ○ | |
| | 11 滋賀県 防災危機管理監 | 小椋 正清 | ○ | ○ |
| | 12 草津市 危機管理監 | 木内 義孝 | ○ | |
| | 13 長浜市 防災危機管理監 | 藤田 常信 | ○ | |
| 警察 機関 ・ 消防 機関 | 14 滋賀県警察本部 警備部長 | 市橋 安孝 | ○ | |
| | 15 大津市消防局 局長 | 田中 秋次 | ○ | |

2. 検討委員会設置要綱

滋賀県危機管理センター基本計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 近年、東南海・南海地震に加えて琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震の発生が懸念されており、また、全国各地で地球温暖化の影響と見られる集中豪雨の激化等により風水害、土砂災害が多発している。さらには、テロや新型インフルエンザ等の新たな危機事案も発生している。

平成23年3月11日に発生した我が国観測史上最大規模となる東日本大震災は、地震だけではなく、津波や原子力発電所事故など複合的な大規模災害となり、対応が複雑困難なものとなっている。

こうしたことを踏まえて、多種多様な危機事案に迅速かつ的確に対応するとともに、自助・共助による地域の防災力の向上を図るために、緊急時はもとより平常時から危機管理機能の拠点となる滋賀県危機管理センターの整備に関する基本計画を策定するに当たり、有識者の意見を反映することを目的として、滋賀県危機管理センター基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 滋賀県危機管理センターの基本的な考え方や機能、施設整備の検討に関すること
- (2) その他検討委員会の目的達成に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 報道機関関係者
- (3) 防災・減災に取り組む団体関係者
- (4) 行政機関関係者
- (5) 警察機関・消防機関関係者
- (6) その他必要と認める者

(委員会)

第4条 委員会に、委員長をおく。

- 2 委員長は、互選によって選任する。
 - 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員長を代行する者を指名することができる。
-

第4編 危機管理センター基本計画策定委員会概要

2. 検討委員会設置要綱

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防災危機管理局に於いて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

